

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	みなとカメラ機器更新検討業務
業 務 概 要	本業務は、国際幹線航路である備讃瀬戸航路の管理者として、航路保全業務の運用及び災害発生時の状況把握を含めた航路の管理を行うために高松港に設置しているみなとカメラ機器更新にかかる設計検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長 亀岡 知弘 香川県高松市朝日新町1番30号 高松港湾合同庁舎 3階
契 約 年 月 日	令和5年8月9日
契 約 業 者 名	公益社団法人 日本港湾協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂3丁目3番5号
契 約 金 額	14,960,000円(税込み)
予 定 価 格	15,070,000円(税込み)
随意契約によることとした理由	本業務は、プロポーザル方式により特定した上記の業者と、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を行うものである。
業 務 場 所	---
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和5年8月9日
履 行 期 間 (至)	令和6年1月31日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。